

京都市告示第 300号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
花園停車場御 室線	右京区花園内畑町24番地の11地先から	旧	メートル 27.10	5.40 ~メートル 5.50
	同区花園扇野町9番地地先まで	新	27.10	5.54 ~ 6.01

(建設局道路部道路明示課)